

## 緊急事態宣言に伴う市立学校の対応について

群馬県が、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく「緊急事態措置」を実施すべき区域に指定されたことに伴い、該当期間中の市立学校の対応を次のとおりとします。

### 1 市立小・中・特別支援学校

宣言期間中は感染防止対策の徹底を図った上で通常登校とします。ただし、部活動は原則休止とします。

なお、夏季休業期間中の家庭での健康観察の徹底を再度促すとともに、始業式前日までの3日間（24、25、26日）は、家庭に持ち帰っているタブレットPC等を活用して児童生徒の健康チェックを行います。また、感染が心配でやむを得ず登校できない場合は、タブレットPC等を有効活用し、オンラインによる健康観察や学習支援を行います。

### 2 市立前橋高等学校

県要請に沿い、2学期の始業式以降、9月10日まで分散登校を実施し、部活動は原則休止とします。

分散登校の方法は、ローテーションにより3学年のうち2つの学年は登校して授業を実施し、1つの学年は自宅で学校からの課題学習及びオンライン学習を実施する予定です。

### 3 備考

対応期間中であっても、さらなる感染の急拡大等の事態となった場合は、対応の見直しを検討します。

#### 本件に関するお問い合わせ先

##### 学校教育課 管理係

電話 直通 / 027-898-5812

##### 市立前橋高等学校

電話 直通 / 027-231-2738